

農業委員会委員選挙のお知らせ

●選挙期日

平成26年6月15日（日）

●選挙の方法

市内全域を一つの区域として選挙が行われ、立候補者が定数（15人）を超えないときは、投票は行なわれません。

●投票できる方

農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方です。なお、投票日までに市外に転出された方や、農業を廃業された方は投票できません。

●投票所案内はがき

投票が行われる場合は、投票所案内はがきを期日前投票の案内文書とともに世帯単位に封書にて郵送しますので、当日お持ちください。

●期日前投票

用事などで投票日に投票できない見込みの場合は、期日前投票をご利用ください。

期間：6月7日（土）～14日（土）8時30分～20時、場所：市役所本庁舎4階
また、6月13日、14日に限り、北区・白石区・清田区・南区・西区の区役所または区民センターに設置する期日前投票所でも投票することができます。詳細については、投票所案内はがきに同封する、期日前投票に関する案内文書にてお知らせします。

●不在者投票

投票日に、旅行等で他市町村に滞在されている方や指定された病院に入院されている方は、不在者投票ができますので、市又は各区選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先

札幌市選挙管理委員会	211-3247		
中央区選挙管理委員会	205-3206	豊平区選挙管理委員会	822-2406
北区選挙管理委員会	757-2404	清田区選挙管理委員会	889-2010
東区選挙管理委員会	741-2412	南区選挙管理委員会	582-4711
白石区選挙管理委員会	861-2405	西区選挙管理委員会	641-6922
厚別区選挙管理委員会	895-2424	手稲区選挙管理委員会	681-2427